

政府が狙う生活保護費削減

「ただ死んでいないだけ」の生活になってしまおう」

命をつなぐだけ

埼玉県内で一人暮らしをする30代のAさんは、政府が狙う生活保護費削減への不安を語ります。Aさんは病気のため働くことができず、6年ほど前から生活保護を利用して療養生活を送っています。Aさんは「保護費は月11万円程度。風呂は決して使わず、シャワーも毎日利用しないなどの常に節約を考える毎日です。」ととても貴重な「場」と楽しみにする。生活に充てる生活扶助費を最大5%引き下げ、総額210億円援者が交流する集まりです。交通費や「恥ずかしい」程度を身なりを整える費用がかかりますが、なんとかやりくりしてきまし

は、一般低所得世帯との比較で引き下げようとする政府の計画について「憲法が否定しているはずの『劣等処遇』の考え方によるものだ」と批判します。劣等処遇とは19世紀イギリスの貧困者救済制度で原則とされた、救済する人の生活は最下層の労働者以下とするという差別的な考え方です。

安倍政権の生活保護費削減計画は、一般低所得世帯（年収の低い方）から遠ざけようとするものです。日本では終戦後にできた旧生活保護法（1946年）も、保護の生活とは「ともかくも生きてゆく」という点に重



阪田健夫さん

差別的「劣等処遇」への逆行 憲法無視の計画 撤回を

生活保護を利用した生活とは

旧生活保護法（1946年）では
10条 保護は、生活に必要な限度を超えることができない。
※「必要な限度」の意味とは？（1946年8月1日衆院生活保護法案委員会、厚生相答弁）「ともかくも生きてゆくという点に重点を置いております」

現行生活保護法（1950年）では
第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
※健康で文化的な生活水準とは？（1950年12月初版 『生活保護法の解釈と運用』）
「単に辛うじて生存を続けることを得しめるという程度のものであってはならない」
「少なくとも人間としての生活を可能ならしめるという程度のものでなければならない」

点（当時の河合良成厚生相）と説明される。押しとどめる劣等処遇

の考え方を示していません。」と説明されています。

しかしその後日本国憲法で、すべての国民に「健康で文化的な生活を営む権利（25条、生存権）があり、国はその権利を保障する義務がある」とされました。政府はこれを受けて旧法を全面改正し、現行の生活保護法を制定したのです。

25条に立ち返る

現行法の制定に携わった小山進次郎氏（当時の厚生省社会局保護課長）が同法を解説した著書『生活保護法の解釈と運用』（1950年初版）では、現行法で保障する「健康で文化的な生活水準」とは、「単に辛うじて生存を続けることを得しめるという程度」ではなく、「少なくとも人間としての生活を可能ならしめるという程度のものでなければなら

「基準を低い方がいい方へと向かわせる今回の引き下げのやり方は、憲法25条を受けて現行法ができた経緯を全く無視したもので、撤回すべきです。『健康で文化的な生活』の中身はどういうものなのか、憲法25条に立ち返った議論が必要で

（前野哲朗）